量 里

会詳説

(1)

10月12日、さいたま新都心合同庁舎1号館 説

経済産業省が主催する 見直し案のポイント、主な質疑応答 単位系(SI)への切り

を公表する。 インを整備し、

判断基準

0年までの10年に500

指定した後も、国家計量

業者がデータ改ざんを行

が挙がった。これに対し、

れていないことへの問い

ントの結果がまだ公表さ

め切ったパブリックコメ

今年6月に受付を締

昨年、MLAP認定事

い、経産省はこの事業者

標準の開発は着実に進め

ること、指定計量標準を

指定の基準を明らかにす

検査などを強化する。 後規制に変え、抜き打ち

のかかる事前規制から事

準とみなす。その際は、 た物質を暫定的に計量標

ることを念頭に置く、と

の認定を取り消した。ま

る制度であると考え、見

計量法は多くの人が関わ

小

た、地方自治体が計量証

明業務を発注する際、委

や質問もパブリックコメ 直し説明会で受けた意見

ントと同じようにとらえ

託先の業者が適正な計量

種類を目標に行われてお

ニーズ第一の計量標準

関東ブロックの説明会が れた。計量法の動向を見 10月12日午後、埼玉県さ 計量制度見直しに関する 心合同庁舎1号館で開か いたま市のさいたま新都 者が多数詰めかけた。 守ろうと、

会場には関係 同省の吉田雅彦知的基 替えを進めている。 19 る仕組みに見直す。そこ が今も計量法の法定計量 媒活性の単位(カタール) 99年の国際度量衡総会 ていないことを踏まえ、 単位として取り入れられ で、SIに採択された触 SIを速やかに反映させ

国と旧計量研究所(現独

計量標準においては、

臨床検査や食品、バイオ

で進行している。しかし、 り、現在やや前倒し気味

とに区切って質疑応答を れた。吉田課長は、報告 委員会報告書案が配布さ 書案に沿って適宜補足を しながら、見直しのポイ

法定計量単位は、国際

(計測と科学) 盤課長と、計量行政室か

められた計量制度検討小

計量単位は従来通り

める声も根強い。計量法 の範囲外となる尺貫法の である尺貫法の使用を求 に対する回答は、

使用について、ガイドラ

とおり。

え、前述の国計連など、

以下の

【計量標準】

地から、非法定計量単位 トル法を維持する。しか 禁止は従来どおり。 非法定計量単位の使用

加者に、今年5月にまと ら担当者が出席した。参

令または省令レベルで追

加することも検討にの ぼっている。

主な意見、質問とそれ

主な意見、質疑応答

かかる法律ではなく、政 現する。また、幅広い国

で、改正手続きに時間の

きたが、その役割を再整

題となっている。そこで、 て整備するかが大きな課 おり、これらをどうやっ の需要が急速に広がって サイエンスと、計量標準

需要を把握する場を設け

IJ)が役割を分担して 標準総合センター:NM 産業技術総合研究所計量

理し、効果的な業務を実

めに、 NMI Jが 日本電 家計量標準を整備するた 気計器検定所や指定校正

関が単独で標準整備を行 機関などと連携して進め

連の臨床分野分科会で すでに実績もあり、国計 研究機関が参加している 国際計量研究連絡委員会 に置かれ、他府省や関連 (国計連)を利用する。

ドイツで行われている、 う方式から、イギリスや 複数機関による方式へと 訂量標準整備は201 発・選定されている。 検査に使う標準物質が開 は、メタボリック症候群 入する。 指定計量標準制度を導 他国の計量標準



報告書案の文面から、 委員会での委員の発言部

業界内でもっともすぐれ はないが、国内の学界、 や SIトレーサブルで

の流れに沿って見直しを

る。具体的には、産総研

の自己確認・自主保安を 必要最小限とし、事業者 ち出した。行政の関与を 放推進3カ年計画」を持 方針であり、計量法もこ 定の「規制改革・民間開 ると吉田課長は、 分を強調した。 基本とする、 監視に回る計量行政 計量器の規制に言及す

閣議決

会に提案はするが、他法

ジュールについては、

玉

則の強化や、以前廃止し

問題もある。そこで、 証明を行わないといった

罰

法改正の具体的スケ

ている、と答えた。

進めているとした。人手

政府全体の

とも検討する。

今後の動き

がら議論を進めていきた 場に近い方の声を聴きな

全体を通しての質問

終了した。

い、とまとめ、

説明会は

と都道府県の計量証明事 ため、 国の MLAP 認定 事業者の実態を把握する 更新制度を復活させる。 た計量証明事業者の登録

談による、とした。 審議の時期は国会との相 案との兼ね合いもあり、

業者登録を連動させるこ

うかがう機会がある。現

これから先もご意見を

革することが必要だと考 Sを使いやすい制度に改 そのためにはJCS

問:空気流量計のJCS かかる。需要を第一に考 迫ったものから順にとり ニーズを探るための方策 える。また、報告書案に TE認定センターのほか は掲載されていないが、 JCSS登録機関をNI にも増やすことも検討に

上っている。 (検定・検査)

といわれるが、新たな指

問:標準物質は5万種類

を整備する。

できる標準物質はどれく 定計量標準制度でカバー

録事業者が増えること 出さない制度になってお 答: JCSSは 国が金を が高く断念した。コスト が、経産省のスタンスは。 上で重要な問題である S校正を依頼したら金額 るコストダウンを狙いた バフォーマンスは普及の 事業者間の競争によ 校正の需要増と、登 民間の努力に負いた に影響が出る。検討の際 のであれば、使用者負担 ある。デジタルが対象で びん、等比皿手動はかり、 例に挙がっている手動天 と聞いているが、規制対 は綿密なアンケートや実 アナログが対象外という 象から除外する計量器の 問:検討中の事項である 今も使用実態が

などで使われる、暫定的

ては問題ないが、

産業界

で供給される標準につい 答:他国の国家計量機関 らいの割合を占めるか。

な最高位標準物質を指定

り、

第 2649 号

すべての標準物質を力 するには、時間がかかる。

ことから、ニーズの差し

答:意見として承る

6

8

ーするのは無理である

で、

例示であり、どの計量器 答:報告書案に掲載の計 を除外するかはまったく 量器はすべて、あくまで 態調査を願いたい。

そのあたりも考慮されて となっているからこそ、 除外の方向が示されてい 保できていると考える。 計量証明検査の制度が担 るが、計量法の規制対象 の同士が使うことから、 びボンベ型熱量計は、 査を行う。ここでの発言 段階になったら詳しい調 決まっていない。具体的 いるのか。 術的知見を有しているも 問:ベックマン温度計及 意見として承る。

> りすることになってい 治体の裁量に任されてお 答:地方自治事務は、 治事務に移管されたが、 交付税はあるのか。 機関委任事務から地方自 問:計量法の事務が国の 全体予算からやりく 補助金は出さない。 ることにならないか。考 自治体が非常に迷惑を被

課しており、強制的に負 問: 定期検査手数料が安 いる。国が必要最小限の 体間の手数料の格差、組 としておきながら、自治 いて、地方の裁量に任す 報告書案は計量行政につ 担が生じるものである。 織上の問題などに触れて いといわれるが、義務を fi量行政を謳うことは、 頑張っている う考え方もある。これが ると、実費程度は取って 報告書案の趣意である。 いうものではない、とい かるが、安ければいいと やしたくない気持ちはわ 受検者の手数料負担を増 いる。義務であるから、 的な議論として出てきて 意見が、小委員会で一般 いいのではないかという えてほしい。 から出ていることを考え 答:実費との差額は税金 (次号以下につづく)

soku.co.jp/hou-kaisei2 重法見直し情報はコチラ 新! ユースが満載